

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	農林部	農村林務課	クマ対策について市とコミュニティ会議と自治会や地域住民ができる事について	①今年も多数のクマの出没情報があるようだ。そこで今年度の花西地区管内および隣接する地区の出没状況やどのような対応をされたか伺いたい。	【農村林務課長】 はじめに、令和7年度熊の目撃件数は、市内全体で11月14日現在、788件となっており、内、花西地区18件、松園地区23件、花北地区6件、花巻中央地区1件、花南地区33件、湯口地区124件となっている。次に、対応などについてだが、市では、熊による人身被害防止のため、市民の皆様に熊を目撃した際はどの地域であっても、市または警察のいずれかに通報していただくようお願いしている。市と警察は、通報があった際に目撃内容を詳しく聞き取ることでしており、目撃時間と場所、熊の頭数と大きさ、被害の有無、現在も熊がいるかどうか、いない場合は熊が移動した方向、通報者の氏名と連絡先を伺い、相互に情報を共有している。 市の熊の目撃情報を担当する部署は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課となっており、花西地区の情報は農村林務課に問い合わせていただく最新かつ正確な情報が確認できる。市に熊の目撃情報が寄せられた際は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が自治体専用ビジネスチャットツールを活用し、教育委員会を含む市の関係部署関係者と瞬時に情報共有を図るとともに、花巻警察署、花巻市鳥獣被害対策実施隊に電話で連絡する。 市民への熊の目撃情報の周知は、いわてモバイルメールと市公式LINEで発信するほか、目撃場所が市街地等人身被害の恐れが高いと判断した場合は、市ホームページで目撃場所を公開し、コミュニティFM、東和有線放送で目撃情報を発信していることに加え、行政区長へも情報提供している。 また、目撃情報の発信などにあわせて、目撃場所付近の目中的警戒パトロール、広報車による広報活動のほか、状況に応じて市が任用している有害鳥獣対策アドバイザー及び有害鳥獣対策推進員が中心となり花巻市鳥獣被害対策実施隊とともに捕獲活動を行っている。本年度当初熊の捕獲用ドラム缶式罠を20基運用していたが、その後4基破損、今年度は新たに檻タイプの罠を4基導入し、さらにドラム缶式罠6基を追加発注済みであり現在納品を待っている状況である。 加えて、中心市街地に侵入する熊の侵入経路の特定、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追いつ払い、熊捕獲用罠の状況確認のため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを80台導入し監視活動を行っており、この監視体制をさらに強化するため40台のカメラを追加導入する計画である。さらに、有害鳥獣が出没しづらい環境づくりとして、有害鳥獣の移動経路と思われる場所の草刈り等に取り組んでおり、今年度は市内6箇所です草刈りを行った。 教育委員会では、児童、生徒の安全確保のため、目撃場所地域に関係する小中学校を対象とし、保護者による送迎依頼及び無料のタクシー送迎を行っている。 皆様へお願いとして、自身がお住まいの付近で熊の目撃があった場合は、可能な範囲で不要不急や徒歩での外出を控えていただきたい。外出が必要な場合は、突発的な遭遇を避けるため、自分の存在を熊にアピールすることが効果的であることから、熊がずんずん音の出るものを携帯していただきたい。熊に出会わない工夫として、次の点が挙げられるので参考にしていただきたい。 ・熊の行動が活発になる早朝、夕方の外出時には周囲に気を付ける ・森林、斜面林などのそばの農地は、熊の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行う ・頻繁に熊が出没する地域においては、できるだけ単独での外出は避ける ・熊を引き寄せる原因となる生ごみや野菜・果実の廃棄残渣を適切に処理する ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいので、収穫後の放置果実は適切に除去する ・熊は収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠する ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、熊を引き寄せるため、保管場所に注意する ・人家の周りに残飯等を無造作に捨てない ・キャンプや登山、溪流釣り等で出た生ゴミ等は必ず持ち帰る ・墓地のお供えもの等は持ち帰る 方が、熊に出あった場合は、あわてず、騒がず熊を刺激しないこと、急に立ち上ったり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしないこと、熊の動きを見ながらゆっくり後退すること、間近で熊に遭遇した場合はうつぶせて頭部をガードしていただきたい。	はじめに、令和7年度における熊の目撃件数は、市内全体で886件となっており、うち、花西地区19件、松園地区23件、花北地区6件、花巻中央地区1件、花南地区36件、湯口地区136件となっている。次に、対応などについてであるが、市では、熊による人身被害防止のため、市民の皆様熊に熊を目撃した際はどの地域であっても、市または警察のいずれかに通報していただくようお願いしている。市と警察は、通報があった際に目撃内容を詳しく聞き取ることでしており、目撃時間と場所、熊の頭数と大きさ、被害の有無、現在も熊がいるかどうか、いない場合は熊が移動した方向、通報者の氏名と連絡先を伺い、相互に情報を共有している。 市の熊の目撃情報を担当する部署は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課となっており、花西地区の情報は農村林務課に問い合わせていただく最新かつ正確な情報が確認できる。 市に熊の目撃情報が寄せられた際は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が自治体専用ビジネスチャットツールを活用し、教育委員会を含む市の関係部署関係者と瞬時に情報共有を図るとともに、花巻警察署、花巻市鳥獣被害対策実施隊に電話で連絡する。 市民への熊の目撃情報の周知は、いわてモバイルメールと市公式LINEで発信するほか、目撃場所が市街地等人身被害の恐れが高いと判断した場合は、市ホームページで目撃場所を公開し、コミュニティFM、東和有線放送で目撃情報を発信していることに加え、行政区長へも情報提供している。 また、目撃情報の発信などにあわせて、目撃場所付近の目中的警戒パトロール、広報車による広報活動のほか、状況に応じて市が任用している有害鳥獣対策アドバイザー及び有害鳥獣対策推進員が中心となり花巻市鳥獣被害対策実施隊とともに捕獲活動を行っている。また、令和7年度末の段階で熊の捕獲用ドラム缶式罠を26基運用し、新たに檻タイプの罠を4基導入している。 加えて、中心市街地に侵入する熊の侵入経路の特定、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追いつ払い、熊捕獲用罠の状況確認のため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを、令和7年度末の段階で120台導入し監視活動を行っている。さらに、有害鳥獣が出没しづらい環境づくりとして、有害鳥獣の移動経路と思われる場所の草刈り等に取り組んでおり、令和7年度は市内6箇所です草刈りを行った。 教育委員会では、児童、生徒の安全確保のため、目撃場所地域に関係する小中学校を対象とし、保護者による送迎依頼及び無料のタクシー送迎を行っている。 皆様へお願いとして、自身がお住まいの付近で熊の目撃があった場合は、可能な範囲で不要不急や徒歩での外出を控えていただきたい。外出が必要な場合は、突発的な遭遇を避けるため、自分の存在を熊にアピールすることが効果的であることから、熊がずんずん音の出るものを携帯していただきたい。熊に出会わない工夫として、次の点が挙げられるので参考にしていただきたい。 ・熊の行動が活発になる早朝、夕方の外出時には周囲に気を付ける ・森林、斜面林などのそばの農地は、熊の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行う ・頻繁に熊が出没する地域においては、できるだけ単独での外出は避ける ・熊を引き寄せる原因となる生ごみや野菜・果実の廃棄残渣を適切に処理する ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいので、収穫後の放置果実は適切に除去する ・熊は収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠する ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、熊を引き寄せるため、保管場所に注意する ・人家の周りに残飯等を無造作に捨てない ・キャンプや登山、溪流釣り等で出た生ゴミ等は必ず持ち帰る ・墓地のお供えもの等は持ち帰る 方が、熊に出あった場合は、あわてず、騒がず熊を刺激しないこと、急に立ち上ったり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしないこと、熊の動きを見ながらゆっくり後退すること、間近で熊に遭遇した場合はうつぶせて頭部をガードしていただきたい。	継続中
2	農林部 地域振興部	農村林務課 地域づくり課	クマ対策について市とコミュニティ会議と自治会や地域住民ができる事について	②クマ対策について『コミュニティ会議は地域のために具体的に何ができるか』例えばコミュニティ会議の交付金でクマ鈴や熊スプレー等を整備(購入)して、自治会に配付するあるいは補助する事が可能であるか伺いたい。	【農村林務課長】 市では、熊を含む有害鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む団体以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。 あわせて、有害鳥獣を引き寄せないため、柵の上と罠の木の伐採等に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり92,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。 加えて、人身被害防止のため熊罠退用スプレーの購入費に対する補助制度を創設した。制度の内容は、市内に住所を有する18歳以上の人、または市内にある事業所の従業員や団体の構成員で18歳以上の人を対象に、補助率4分の1でスプレー1本につき5,000円を上限に補助金を交付する。補助の本数に上限はないが、1本ごとに補助金の申請を行う必要がある。また例えば、2本目に対する補助金の申請を行う際には、1本目を使い切っていることを確認する。複数人で利用する場合、その人数の本数を補助対象とするが、補助金の申請時に利用する人の氏名や住所などを記入した名簿を提出していただく。補助金の申請手続きを、スプレーの購入前から購入後に変更し、早期にスプレーを手でできるよう手続きを改善した。 補助金制度のほかにも、農村林務課所属の有害鳥獣アドバイザーが各地域から派遣依頼を頂戴し、自主防衛力向上を目的に、講習会を実施している。熊の行動や危険回避方法について学べるので、住民の意識向上や防災対策にぜひご活用いただきたい。 【地域振興部長】 市がクマ対策を解決するという目的を持って事業化し、地域づくり交付金を活用して鈴やスプレーを購入することは可能であると考えられる。 個人で熊スプレーを所有したいという方は、農村林務課より説明のあった補助制度を活用していただくことと思うが、地域づくり交付金の活用においては、例えば、コミュニティ会議で必要数購入を併せて、屋外での地区の行事や自治会活動の際に貸し出すことなどが考えられると思う。具体的な運用の仕方については、ご相談いただきたい。 併せて、コミュニティ会議が地域のためにできることとしては、クマの出没情報の共有・拡散について、コミュニティ会議や自治会の連絡網を利用したの速やかな情報伝達は、人的被害の防止につながる取り組みであると考えている。 また、『花巻市LINE公式アカウント』に登録していただく、市政情報をお届けすることができ、その中にはクマの出没情報もあるので、登録について地域の方々へ紹介していただければ大変ありがたい。	【農村林務課】 市では、熊を含む有害鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む団体以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。 あわせて、有害鳥獣を引き寄せないため、柵の上と罠の木の伐採等に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり92,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。 加えて、人身被害防止のため熊罠退用スプレーの購入費に対する補助制度を創設した。制度の内容は、市内に住所を有する18歳以上の人、または市内にある事業所の従業員や団体の構成員で18歳以上の人を対象に、補助率4分の1でスプレー1本につき5,000円を上限に補助金を交付する。補助の本数に上限はないが、1本ごとに補助金の申請を行う際には、1本目を使い切っていることを確認する。複数人で利用する場合、その人数の本数を補助対象とするが、補助金の申請時に利用する人の氏名や住所などを記入した名簿を提出していただく。補助金の申請手続きを、スプレーの購入前から購入後に変更し、早期にスプレーを手でできるよう手続きを改善した。 補助金制度のほかにも、農村林務課所属の有害鳥獣アドバイザーが各地域から派遣依頼を頂戴し、自主防衛力向上を目的に、講習会を実施している。熊の行動や危険回避方法について学べるので、住民の意識向上や防災対策にぜひご活用いただきたい。 クマ対策については様々な考えがある。山にエサが少ないのでもバナの木を植えればよい。クマを殺してはいけない。そのように考えている人がいる。バナの木を植えては凶作と世評を繰り返すため、凶作と世評を繰り返すため、凶作の年は山に食べ物を残さないでおく。バナは秋に実るため春から夏は山菜やキノコなどの物を食べる必要がある。人が住んでいるところには食べ物が有り、人が怖くないと学習したクマがアーンベアとなる。 令和6年度に岩手大学と連携し、太田地区においてヘア・トラップ法というクマの体毛を採取しDNA解析を行う方法を実施し、その結果、太田地区に38頭以上の個体の出沒が確認され、夏は人里周辺を、秋は山奥を使用している可能性も示された。また、これらの個体が市街地への出沒に影響している可能性があると、市街地出沒の抑制や被害対策の観点から積極的な捕獲事業が必要との見解も示された。それを受けて花巻市は昨年年度14頭しか駆除してなかったが、今年は17頭を駆除している。そのうち68頭はワナによる捕獲である。 若手県民は令和6年度及び令和7年度に大規模ヘア・トラップ調査を実施したことから、その結果を速やかに公表するよう要望している。兵庫県は毎年生息調査をして700頭を超えた場合は駆除し、クマの増加を防いでいる。東日本では兵庫県のように毎年大規模な生息調査をしていないので、正確な頭数がわからない。また、長野県の専門家の方は、長野県は広域の電気柵を設置したり、柿や栗の木を切るなどの対策をしていると語っていた。最近、長野県知事が今後クマを捕獲した場合は駆除せず、すべて駆除する方針に転換すると宣言をした。若手県民兵庫県や長野県のように数を減らし、増やさないようにしていかねばならないと県に押し付けている。 クマは河川に沿って市街地に来ているため、河川沿いの草刈りを徹底しなければならぬ。市から国に要望していた北上川の草刈りを国で行った。市が管理している河川は市が、県が管理している河川は県が管理している河川は県が対応しなければならぬ。県は予算が十分に対応できていない状況である。 子どもを守る取り組みとして、昨市内小中学生全員にクマけしベルを配布した。今年は新入生に配布をした。また、クマが市街地に出で危険だと考えられる場合は、その情報を保護者の皆さんへ伝え、その上で、子どもたちが安全に登下校できるように目撃場所地域に保護者の皆さんに自家用車など車による送迎をお願いしている。送迎が難しい家庭については、市の費用負担でタクシーによる送迎を行っている。11月上旬時点でタクシーの利用件数が900件を超え、予算が足りないので補正を行った。 また、子どもたちの安全を守る活動をしている交通指導員の方の安全も守るため、交通指導員の方にスプレーを配布することについて、花巻市の有害鳥獣対策アドバイザーに意見を伺ったところ、子どもたちがいる場所でスプレーを使用するとクマが興奮してしまう恐れがあるため、慎重に考えるべきとの意見があったことからスプレーの配布は断念した。しかし、交通指導員の方が安全に活動できるように、例えばヘルメットを配布するなど検討するよう農村林務課にお願いしている。 今回のテーマにあるようにコミュニティ会議独自で対策を考えていただくこともありがたいと思うが、コミュニティ会議で対応できないことがあれば、市にお伝えいただきたい。	継続中
3	生涯学習部 地域振興部	生涯学習課 地域づくり課 新花巻図書館計画室 (新花巻図書館整備室)	市民の家について	昨年の市政懇談会で市民の家について経緯を報告していただいたが、その後の動きがあれば報告していただきたい。	【生涯学習部長】 市民の家は、令和元年度に行った耐震診断調査結果で「倒壊する可能性が高い」と診断されたため、令和元年10月から休館している。令和2年には、復元・改修・解体など、それぞれの概算経費も含めて花西地区市政懇談会にて説明をした。 その後、「市民の生活に関わる要望書」を、花巻史談会、花西地区まちづくり協議会、花巻市材木町親和会から提出されたが、その内容は、「現在の雰囲気と風合いを残しできるだけ古い部材を使いながら1階建てとして改築し、生涯学習施設として軽運動や会議ができ、なおかつ花巻市の町政や市政を写真等で紹介できる施設への改築の可能性を検討調査いただきたい」というものであった。 この、要望を踏まえ、まずは、現状の材料が再利用可能かどうか調査を実施したが、その結果は、ほとんどの部材が再利用できないとのことであり、これについて、文化会館中ホールにおいて、この調査を行った業者も同席の上、市民説明会を実施した。市民説明会では、市民の家は残すべきとの意見が多くあった。そのような状況から、幅広く近隣の地域コミュニティや商工会議所、観光協会も交えた検討会議を実施したが、その中でも残すべきではないか、との意見が多分出され、若い世代の人たちからも残してほしいとする意見があった。また文化財(登録有形文化財)への登録の可能性や補助を受け活用する方法なども検討すべきとの意見があった。 この皆さんからの意見を受け、市としては文化財登録の可能性を調査し、市教育委員会文化財課や岩手県教育委員会の文化財担当者などから意見を聴いてきたところであり、文化財登録の可能性はあるが、文化財登録をして国の補助を受けようとする場合には、そのような手法に実績のある専門家にアドバイスを求めた。専門家の見解は、内装は変えられている部分も多いが外観は移築前の姿の大部分が残されており、登録有形文化財として十分な資格を有していること。過去に実施した耐震診断は住宅向け一般診断であり、補強策も一般診断での補強設計をしたものであり、もっと精密な耐震診断を実施する必要があること、耐震補強については、補強後の利活用計画との関連が大きく、用途による荷重の設定や壁配置など利活用が定まらなければ、定まらない事項も多いこと。そのため、耐震診断と同時にどのように活用していくか「保存活用計画」策定も進めなければならないことなどアドバイスをいただいた。また、登録有形文化財に登録した場合、保存活用計画、耐震診断、設計、施工等、国の補助を受けられる可能性はあるという点で、同様の事例も紹介いただいた。 専門家や県教育委員会の見解は、登録有形文化財への登録可能性が高いとのことであり、登録有形文化財に登録することは可能ではないかと考えている。また、その場合、詳細な耐震診断や保存活用計画を策定する必要があるが、耐震診断や保存計画の策定、その後の設計、施工等、国の補助を受けられる可能性もある。ただし、他の事例を見ても、全体系費は高額になる可能性があるが、概ねの事業費とそれに対してどれくらいの補助を受けられる可能性があるのかを検討する必要がある。現在県教育委員会等に相談をしているところである。同様の事例を参考にすると、耐震診断、設計、修理、耐震工事を行うのは約5億円かかるのではないかとのお話をいただいている。国からの補助は多くても約2億円程度であり、その場合、市負担は約3億円となり、判断するのは難しい状況である。 【上田市長】 文化庁からの補助金は年額5,000万円が限界であり、毎年上限5,000万円の補助金を受けられた場合2億円となると聞いている。国文省では1回の補助金がつくとその事業が終わるまで、毎年補助金を出してくれるが、文化庁の場合はどのような形になるかわからないようである。先ほど2億円の補助金で残りの3億円は市の負担と話し、補助金を2億円もらえるかなという状況である。 解体する計画はないが、どのように活用するか決まっていない状況で、5億円かけて進めることは難しい。手順としては、どのような形で利用したいかを話し合った上で、耐震診断をする。どのような工事が必要かわかった上で、市がどれだけのお金を支出していくかということになると思う。 新花巻図書館が令和12年中に完成する予定であり、現在の花巻図書館を花西地区コミュニティセンターに活用するために、地域の皆様と話し合いを進めていくと思う。市民の家の活用については、その後の話になるのではないかと思う。	【生涯学習部】 市民の家は、令和元年度に行った耐震診断調査結果で「倒壊する可能性が高い」と診断されたため、令和元年10月から休館している。令和2年には、復元・改修・解体など、それぞれの概算経費も含めて花西地区市政懇談会にて説明をした。 その後、「市民の生活に関わる要望書」を、花巻史談会、花西地区まちづくり協議会、花巻市材木町親和会から提出されたが、その内容は、「現在の雰囲気と風合いを残してできるだけ古い部材を使いながら1階建てとして改築し、生涯学習施設として軽運動や会議ができ、なおかつ花巻市の町政や市政を写真等で紹介できる施設への改築の可能性を検討調査いただきたい」というものであった。 この、要望を踏まえ、まずは、現状の材料が再利用可能かどうか調査を実施したが、その結果は、ほとんどの部材が再利用できないとのことであり、これについて、文化会館中ホールにおいて、この調査を行った業者も同席の上、市民説明会を実施した。市民説明会では、市民の家は残すべきとの意見が多くあった。そのような状況から、幅広く近隣の地域コミュニティや商工会議所、観光協会も交えた検討会議を実施したが、その中でも残すべきではないか、との意見が多く出され、若い世代の人たちからも残してほしいとする意見があった。また文化財(登録有形文化財)への登録の可能性や補助を受け活用する方法なども検討すべきとの意見があった。 この皆さんからの意見を受け、市としては文化財登録の可能性を調査し、市教育委員会文化財課や岩手県教育委員会の文化財担当者などから意見を聴いてきたところであり、文化財登録の可能性はあるが、文化財登録をして国の補助を受けようとする場合には、そのような手法に実績のある専門家にアドバイスを求めた。専門家の見解は、内装は変えられている部分も多いが外観は移築前の姿の大部分が残されており、登録有形文化財として十分な資格を有していること。過去に実施した耐震診断は住宅向け一般診断であり、補強策も一般診断での補強設計をしたものであり、もっと精密な耐震診断を実施する必要があること。耐震補強については、補強後の利活用計画との関連が大きく、用途による荷重の設定や壁配置など利活用が定まらなければ、定まらない事項も多いこと。そのため、耐震診断と同時にどのように活用していくか「保存活用計画」策定も進めなければならないことなどアドバイスをいただいた。また、登録有形文化財に登録した場合、保存活用計画、耐震診断、設計、施工等、国の補助を受けられる可能性はあるという点で、同様の事例も紹介いただいた。 専門家や県教育委員会の見解は、登録有形文化財への登録可能性が高いとのことであり、登録有形文化財に登録することは可能ではないかと考えている。また、その場合、詳細な耐震診断や保存活用計画を策定する必要があるが、耐震診断や保存計画の策定、その後の設計、施工等、国の補助を受けられる可能性もある。ただし、他の事例を見ても、全体系費は高額になる可能性があるが、概ねの事業費とそれに対してどれくらいの補助を受けられる可能性があるのかを検討する必要がある。全体事業費は高額になる可能性があるが、概ねの事業費とそれに対してどれくらいの補助を受けられる可能性があるのかを検討する必要がある。現在県教育委員会等に相談をしているところである。同様の事例を参考にすると、耐震診断、設計、修理、耐震工事を行うのは約5億円かかるのではないかとのお話をいただいている。国からの補助は多くても約2億円程度であり、その場合、市負担は約3億円となる。 【地域づくり課】 新花巻図書館が令和12年中に完成する予定であり、現在の花巻図書館を花西地区コミュニティセンターに活用するために、地域の皆様と話し合いを進めていく。市民の家の活用については、その後の話になるのではないかと思う。	完了

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
4	地域振興部	防災危機管理課	文化会館の改修に伴う避難場所の変更について	先日、防災危機管理課の職員から、文化会館の改修工事が来年4月から始まる予定であり、その間の避難所を社会福祉協議会施設と花巻図書館の学習室を想定している説明があった。変更後の避難所が決定したら連絡するとのことだったが、現在でわかるのであれば教えていただきたい。	社会福祉協議会の施設だけでは足りなくなるのではということで、花巻図書館も想定しているところであった。まだ検討段階であるため決定したら説明会の開催等も考えている。	文化会館の改修工事に伴い、令和8年4月1日から同年10月31日までの間、花巻図書館と総合福祉センターを一時的な指定緊急避難場所とすることし、対象行政区の各世帯に3月1日号の「広報はなまき」の配布と併せて本件にかかる案内チラシを配布した。	完了
5	農林部	農村林務課	クマ対策について	公共施設の自動ドアを手動にしたらどうか。	商業施設等では手動ドアになっているところもある。クマの出没状況をみながら対応を検討する。	商業施設等では手動ドアになっているところもある。クマの出没状況をみながら対応を検討する。	継続中
6	総合政策部	秘書政策課 総務課	合併20周年に向けて	来年2026年は合併から20周年ということで、新たな計画、行事等はあるのか。	花巻市では令和6年度から令和13年度までを計画期間とする第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンを策定している。長期ビジョンを着実に実行するため、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする前期アクションプランを策定し、前期アクションプランは、1年ごとに見直ししている。20周年ということで、新たな計画を策定することはない。なお、20周年記念式典等の行事については、開催の有無を含めて今後検討していくこととしている。	【秘書政策課】 花巻市では令和6年度から令和13年度までを計画期間とする第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンを策定しており、長期ビジョンを着実に実行するため、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする前期アクションプランを策定し、前期アクションプランは、1年ごとに見直ししている。 【総務課】 「花巻市合併20周年記念式典」の実施に向け、準備・検討している。	継続中
7	総合政策部	広報情報課	広報の配布回数について	区長をしていて月2回の広報の配布について月2回を1回になればいいと思う。 広報はいらないという方もいる。ポストに広報が溜まっているアパートも見かける。 盛岡市や北上市では広報のあり方について、検討していると聞いている。	【地域振興部長】 過去に広報はなまきの発行回数を減らすことについて担当課で検討したことがあったが、月2回が月1回になると、市政情報のタイムリーな発信ができなくなってしまう。また、まちづくり市民アンケートの結果によると、広報はなまきの発行回数は従来どおり月2回を希望する方が半数以上を占めている状況である。 【上田市長】 行政区长や班長にはご苦労をおかけしている。 できるだけはやく市政情報を届けたいということから、広報はなまきを月2回発行している。 できるだけはやく市政情報を見える人もいるが、スマートフォンやパソコン等の操作に慣れていない人など、これまでどおり紙での配布を希望する人も一定数いる。 広報はなまきをインターネットで見える人もいますが、スマートフォンやパソコン等の操作に慣れていない人など、これまでどおり紙での配布を希望する人も一定数いる。 発行回数を月1回とした場合、タイミングによっては、広報はなまきに掲載する情報が最大40日前のものとなってしまう可能性がある。また、広報はなまきの他に学校だよりやコミュニティだより等の広報紙と一緒に配布しており、これらの情報が届くのも遅くなってしまう。 盛岡市では一部地域で広報を郵送により配布しているが、個別に郵送するとなると非常に費用がかかってしまう。	広報はなまきの発行回数については、配布に携わっていただいている地域の皆さまの負担軽減を図る観点から、市も見直しを行うことは重要な課題と捉えているところであり、市の広報に関する市民ニーズの変化等も踏まえて、検討を進めている。 市民の皆さまを対象に行っている「まちづくり市民アンケート」の令和7年度の結果によると、約9割の人が、市からの情報を主に広報はなまきから得ていると答えており、また、月2回の発行を希望する人が5割を超えている状況にある。 このような中、広報はなまきの発行を月1回にした場合でも、市政情報等のタイムリーな提供を継続していくためには、市民の皆さまに、市公式LINEへの登録を促すことにより、市民の皆さまのスマートフォンに即座に通知・配信される市政情報等を確認いただくことや、市ホームページやフェイスブック等のSNSを定期的にご覧いただくなど、市民の皆さまが自ら情報を取得していただく必要があると考えている。 しかし、デジタル機器の取扱いに慣れていない高齢者の方々にとっては、スマートフォンやパソコン等を利用した情報収集はハードルが高いため、すぐに発行回数を月1回にすることは、高齢者の方々への確実な情報提供という面からも難しいものと考えている。 このことから、引き続きデジタル機器の取扱いに慣れていない方々を対象とした無料の「スマホ教室」を開催するなど、丁寧なフォローアップを行うことで、広報はなまきの発行を月1回にするための下地づくりを進めていきたいと考えている。	継続中
8	市民生活部	生活環境課	一斉清掃について	地域として一斉清掃で道路や公園の草取りをしているが、家の周辺だけをしている方がいる。 また、アパートに住んでいる方は一斉清掃に参加してくれない。花巻市で一斉清掃をしていることをアパートの住民一人ひとりに伝えるのは難しいと思うが、市からアパートの管理者に伝えていただけないか。そうすれば管理者からアパートに住んでいる方に伝えてくれるのではなにかと思う。	一斉清掃に参加している人は高齢者が多く、若い世代は仕事や子育てで忙しく早朝に出られないことも多いと思う。 全ての市道を委託して草刈りすることは予算的に不可能であり、地域の皆様にしていただきたい。 【生活環境課確認】 市民総参加早朝一斉清掃については、各地区において実施場所や作業内容を決めていただいており、地区の皆さまには可能な範囲で協力いただいている。 一斉清掃実施に係る周知は広報はなまき、市ホームページのほか世帯回覧を行っており、引き続き参加促進のため周知を行う。	当日の発言により回答済み	完了